

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

令和4年8月26日  
総務委員会提出資料

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例より転記		これまでの表彰者			
				条例上の表彰基準	礼遇・特典等	氏名	表彰年	生死	功績
札幌市	S39.10.13	札幌市名誉市民等に関する条例	名誉市民	親善その他の目的で、本市の賓客として来訪した外国人及び市民以外の者に贈与することができる。		テリー・D・シュランツ	S47	生前	元ポートランド市長
						ニール・ゴードン・シュミット	S50	生前	元ポートランド市長
						ゲオルグ・クロナビッター	S51	生前	元ミュンヘン市長
						エーリッヒ・キースル	S57	生前	元ミュンヘン市長
						フランシス・J・アイバンシー	S59	生前	元ポートランド市長
						J・E・バット・クラーク	H1	生前	元ポートランド市長
						武 迪生	H2	生前	元 瀋陽市長
						慕 綏新	H12	生前	元 瀋陽市長
札幌市	S39.10.13	札幌市名誉市民等に関する条例	栄誉市民	市民又は市に縁の深い者で、広く社会文化の興隆に寄与し、市民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認められるものに対し贈与する。	(1) 公の式典への招待 (2) 功績を将来に伝えるための顕彰 (3) 年金の支給（50万円以内） (4) 死亡の場合の公葬及び弔意金の贈与 (5) その他、特に市長において必要と認めた待遇	宮部 金吾	S24	生前	植物学の権威として、学術・文化の発展に生涯を捧げ、北大付属植物園の開設等本市の自然林の保護に尽力
						橋本 正治	S31	生前	札幌市長として、本市の近代化を目標に上水道の完成、バスの市営化、市電事業の拡充等に貢献
						高岡 熊雄	S31	死後	農政学の研究を通じ、広く学問の興隆と北海道大学の発展に生涯を捧げる一方本市議会議員及び本市参与として本市の発展に貢献
						高田 富與	S51	生前	初代民選市長として、戦後の混乱期に住宅問題、学校問題等の解決及び公園施設の拡充等に心血を注がれ、本市の基礎づくりに貢献
						原田 與作	S52	生前	札幌市長として、計画的かつ近代的な都市づくりに尽力された。特に冬季オリンピックの招致は世界の「札幌」として飛躍させる等市勢の発展に貢献
						板垣 武四	H3	生前	札幌市助役、市長として、冬季オリンピック、北方都市会議を開催し、国際都市としての地位を確立するとともに、21世紀を展望した都市環境の創出と発展に貢献
旭川市	S31.8.30	旭川市名誉市民条例	名誉市民	市民又は市に縁の深い者で、広く社会文化の興隆又は市の発展に寄与し、市民が郷土の誇りとし、且つ深く尊敬に値すると認める者	(1) その事績を永く伝える方途を講ずること (2) 市の施設使用についての特典を与えること (3) 名誉市民としての栄誉を維持するため適当と認める特典及び待遇	黒田 岩吉	S34	生前	市議5期(16年5月)(うち副議長(8年))
						坂東 幸太郎	S38	生前	市長1期(4年)、衆議院議員9期(24年8月)、市議2期(8年)(うち議長(3年7月)、副議長(5月))
						前野 与三吉	S38	生前	市長3期(15年9月)、議会議員2期(10年8月)、市議5期(20年6月)
						五十嵐 広三	H10	生前	市長3期(11年5月)、衆議院議員(16年3月)(うち建設大臣(8月)、官房長官(1年2月))
						坂東 徹	H10	生前	市長4期(16年)、市議4期(15年11月)(うち副議長(1年9月))

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例より転記		これまでの表彰者			
				条例上の表彰基準	礼遇・特典等	氏名	表彰年	生死	功績
函館市	S31.9.29	函館市名誉市民等に関する条例	名誉市民	公共の福祉を増進し、もって文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で市民が郷土の誇りとして、深く敬仰する者	(1) 市の公の式典の参列 (2) 市の施設の使用に関する使用料及び手数料の減免 (3) 市税の減免 (4) その他市長が必要と認める特典及び待遇	齋藤 與一郎	S32	生前	函館区医、市長、函館教育会長、函館厚生院理事
						平塚 常次郎	S36	生前	日魯漁業(株)取締役社長・会長、衆議院議員、運輸大臣、日ソ漁業交渉日本政府代表
						吉谷 一次	S53	生前	助役、水道局長、市長、日本水道協会常任理事
						パオ・スー・ルン	S40	生前	造船工業の振興
			栄誉市民	親善その他の目的で市に来訪した外国人のうち市の賓客として認めた人		ロベルト・ベレッツ・ド・ラサラ	S41	生前	造船工業の振興
						キャプテン・ジョン・G・P・リバノス	S42	生前	造船工業の振興
						ドラ・エー・ワグナー	S42	生前	女子教育ならびに社会福祉事業に貢献
						ジョージ・P・リバノス	S48	生前	造船工業の振興
小樽市	S54.10.24	小樽市名誉市民等に関する条例	名誉市民	市民又は市にゆかりの深い者で、広く社会文化の興隆に寄与し、市民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認められるもの	(1) 功績を将来に伝えるための顕彰 (2) 市の公の式典への招待 (3) 死亡の場合の市葬 (4) その他市長が名誉市民としての榮譽を維持するため適当と認める待遇	安達 與五郎	S54	死後	市長16年
			特別名誉市民	親善その他の目的で市に来訪した外国人のうち、市の賓客として特に認めた者					

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例より転記		これまでの表彰者			
				条例上の表彰基準	礼遇・特典等	氏名	表彰年	生死	功績
室蘭市	S43.3.26	室蘭市名誉市民条例	名誉市民	(1) 市民又は市に特別縁故の深い者 (2) 本市市勢の振興発展又は政治、産業、経済、教育、学術、芸術、公共の福祉その他広く社会文化の興隆進展に貢献し、その功績卓絶である者 (3) 市民が郷土の誇りとして、等しく尊敬する者	(1) 市の行う公の式典等への招待 (2) 市施設の優待利用 (3) 名誉市民としての活動等に対する報奨金の支給 (4) 公葬の執行及び弔慰金の贈与 (5) その他市長が必要と認めた待遇	南條 徳男	S47	生前	昭和11年衆議院議員に初当選。以来、11期26年余の長きにわたり国政に参画。昭和31年、32年建設大臣、35年農林大臣に就任
						栗林 徳一	S47	生前	関係諸会社を主宰し、私設埠頭の整備による海陸一貫輸送の確立など、海運業界や室蘭港の発展に尽力。昭和12年から18年まで商工会議所会頭、昭和14年から21年まで貴族院議員を務める
						山中 日露史	S47	死後	昭和9年から市議会議員として2期を歴任、昭和15年からは北海道議会議員を2期当選。さらに昭和22年から衆議院議員として6期12年余の長きにわたり国政に参画
						徳中 祐満	S47	死後	大正15年から市議会議員として18年間市政に参画し、この間副議長、議長を歴任。さらに、昭和14年に道議会議員に当選、以来通算22年間道政に参画し、昭和34年から38年まで議長に就任するなど、地方自治の発展に貢献
						熊谷 綾雄	S47	死後	昭和21年9月に第7代室蘭市長に就任。以来、昭和38年4月まで16年余にわたり市勢の発展に貢献
						八木 義徳	H元	生前	昭和19年満州時代の体験をもとにした「劉廣福(りゅうかんふう)」で芥川賞を受賞。昭和52年郷里室蘭を舞台にした「海明け」が北海道新聞に連載され、また同年「風祭」で読売文学賞を受賞
						池端 清一	H14	生前	昭和51年に衆議院議員に初当選。以来、平成12年まで23年の長きにわたり国政に参画。平成7年に国務大臣国土庁長官並びに阪神・淡路復興対策担当大臣
釧路市	H17.10.11	釧路市名誉市民条例	名誉市民	市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進、社会及び文化の進展又は本市の発展	市長が定める特典又は待遇を与え、名誉市民にふさわしい礼遇をすることができる	岡田 利春	H16	生前	衆議院議員(9期26年)
						鰐淵 俊之	H16	生前	衆議院議員(1期4年)、市長(5期19年)

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

（市町村内務課、町議民生計課） 調査年度：平成35年度 調査対象：管内市町村

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例より転記		これまでの表彰者			
				条例上の表彰基準	礼遇・特典等	氏名	表彰年	生死	功績
北見市	H18.3.5	北見市名誉市民条例	名誉市民	本市の市民又は本市にゆかりの深い者で、市勢の振興、社会文化の興隆に寄与し、市民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認める者	(1) 市の行う式典への招待 (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰 (3) その他市長が必要と認める特典及び待遇	佐野 準一郎	S35	生前	町議会議員・町長(旧留辺蘂町)
			特別名誉市民	本市との友好親善のため特に貢献のあった外国人		金 一	H15	生前	姉妹都市結縁調印の実現、スポーツ・文化交流事業
						新谷 廣治	S36	生前	常呂漁業組合長・町議会議員(旧常呂町)
						伊谷 半次郎	S38	生前	市議会議員・市長
						加藤 弥四郎	S41	生前	町議会議員(旧端野町)
						関 量一	S44	死後	町議会副議長(旧留辺蘂町)
						茂手木 一郎	S50	生前	村議会議員・農業委員会会長(旧端野町)
						天谷 平信	S55	生前	村議会議員・道議会議員(旧端野町)
						上杉 武雄	S56	生前	村議会議員・町長(旧常呂町)
						永井 勝次郎	S59	生前	町議会議員・道議会議員・衆議院議員
						吉田 定次郎	S59	生前	町議会議員・道議会議員
						中澤 廣	S60	生前	町長(旧端野町)
						坂本 悟朗	H4	生前	町長(旧留辺蘂町)
						寺前 武雄	H6	生前	市議会議員・市長

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例上の表彰基準	礼遇・特典等	これまでの表彰者			
						氏名	表彰年	生死	功績
苫小牧市	S28.8.11	苫小牧市名誉市民に関する条例	名誉市民	本市に引き続き10年以上住所を有し、又は引き続き20年以上住所を有したことがある者で、広く社会文化の興隆又は市の発展に寄与し、市民が郷土の誇りとし、且つ、深く尊敬に値すると認められた者	(1) その事績を永く伝える方途を講ずる (2) 苫小牧市の施設の使用について特典を与える (3) 名誉市民としての栄誉を維持するためにその生活に対して特典を与える (4) その他適当と認める待遇	小保方 卯市	S28	生前	苫小牧村・町・市議会議員として23年間、市勢の伸展に尽力され、特に、消防組織の改善拡充に努め、消防施設の改良を成し遂げ、消防力機動化の推進に大きな功績をあげた。
						岩倉 巻次	S43	生前	長く苫小牧市商工会議所会頭、築港期成会長、工業港促進期成会長等の要職を歴任し、苫小牧港の実現に献身尽力し、郷土の発展、地域経済の振興に貢献した。
						相武 吉治郎	S43	生前	苫小牧村・町・市議会議員として40年間、市勢の伸展に尽力され、北海道開発の要である勇払原野の開発、苫小牧港建設のため、献身的な努力を払い苫小牧市発展の基礎を築いた。
						篠田 弘作	S56	生前	30年の長きにわたり衆議院議員として、農林政務次官、自治大臣等を歴任するとともに、苫小牧工業港の建設に率先奔走された
						田中 正太郎	S63	死後	39年間教育者として地域社会の教育や文化向上に尽くし、さらに初代苫小牧市長として16年間新しい都市形態の確立と市政発展に尽力された。
						西田 信一	S63	生前	苫小牧町長、北海道議会議員として活躍後、参議院議員として国務大臣等を歴任し、苫小牧港建設に率先奔走された。また、今日のスポーツ都市苫小牧の礎を築かれた。
						大泉 源郎	S63	生前	16年間の苫小牧町・市助役、20年間の苫小牧市長として、苫小牧港の整備促進、上下水道の築設など都市基礎の整備と市民福祉の向上に尽力し、本市の飛躍的発展に貢献した。
江別市	S39.9.5	江別市名誉市民条例	名誉市民	市民又は市に特別ゆかりの深い者で広く社会文化の興隆若しくは市勢の進展に寄与し郷土の誇りとして市民から深く尊敬されている者	(1) その功績を永く伝える方途を講ずること (2) 江別市の施設の使用について特典を与えること (3) 名誉市民として年金を支給すること (4) その他適当と認められる待遇 (5) 弔詞、弔花、弔慰金を贈ること (6) 功績碑を建てること	町村 敬貴	S39	生前	貴族院議員2年、参議3年
						古田島 薫平	S54	生前	町議5年、町長及び市長12年
						岩田 政勝	H10	生前	町議5年、会社役員59年

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例上の表彰基準	礼遇・特典等	これまでの表彰者			
						氏名	表彰年	生死	功績
音更町	S34.1.31	音更町名誉町民条例	名誉町民	(1) 本町の町民又は本町にゆかりの深い者で、地方自治の振興、福祉の向上、経済の発展、学術又は文化の振興その他広く社会の発展に貢献し、その功績が卓絶であること (2) 町民が郷土の誇りとして深く尊敬する者であること	(1) 公の式典に参列すること (2) 功績を永く伝える方途を講ずること (3) 弔詞及び弔花を贈ること (4) 町葬を行うこと	平田 助市	S37	死後	村議会議員6年、道議会議員16年
						脇原 清輔	S41	死後	町議会議員33年(うち議長10年)
						神田 柳助	S42	死後	村長、町長16年
						山下 彌助	S42	死後	村議会議員14年、初代音更町農協組合長、初代音更町社協会長
						小高 春雄	S49	生前	村議会議員、町議会議員25年(うち議長1年)※初代議長
						本家 三郎	S53	生前	町長14年、町議会議員16年、音更町農協組合長
						金子 尚一	H9	死後	町長16年
土幌町	S46.3.18	土幌町名誉町民条例	名誉町民	(1) 本町に30年以上住所を有し、又は有したことがあるもので、本町の行政及び産業経済の発展又は学術、技芸及び教育等分化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり深く町民から尊敬されている者 (2) 本町に15年以上住所を有したもので、広く社会の発展又は文化の興隆、その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり、かつ町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者	(1) 事績を永く伝える方途を講ずること (2) 公の式典に参列すること (3) 必要と認める特典又は待遇を与えること (4) 弔詞及び弔花を贈ること (5) 町葬を行うこと※本町に住居を有する者のみ	山口 武敏	H22	生前	町長12年
						洞田 逸治	S50	死後	町議28年(うち19年議長)
						飯島 房芳	S50	死後	町長10年
						太田 寛一	S56	生前	組合長理事30有余年、全国農業協同組合連合会会長 町議20年
						安村 志朗	H7	生前	農業協同組合会長理事・組合長理事等を歴任
						飯島 和吉	H7	生前	町長4年、町議19年(うち3年議長)
						加納 一郎	H18	生前	町議16年(うち4年議長)、農業委員会委員22年
						小川 寅之助	H18	生前	町長12年
						鈴木 洋一	R3	生前	町議28年(うち8年議長)、農業委員会委員6年
						中島 康夫	R3	生前	町議20年(うち4年議長)、町森林組合理事33年(うち12年代表理事組合長)
上土幌町	S45.12.28	上土幌町名誉町民条例	名誉町民	(1) 本町に30年以上住所を有し、又は有したことがある者で、本町の行政、産業、経済等の発展又は学術、技芸、教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり深く町民の尊敬を受ける者 (2) 本町に引き続き15年以上住所を有したことがある者で、広く社会の発展又は文化の興隆その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり、かつ、町民が郷土の誇りとして深く尊敬する者	【生存者】 (1) 町の公の式典に参列すること (2) 必要と認める特典又は待遇を与えること (3) 弔詞、弔花、弔慰金を贈ること (4) 町葬を行うこと 【故人】 (1) 遺族に一時金を贈る (2) 必要と認める特典又は待遇は町長が定める	小林 康雄	R4	死後	町長24年
						寺門 小太郎	S49	生前	町議36年うち議長6年、副議長10年
						片寄 甚衛	S52	生前	町議31年うち議長14年
						新村 源雄	H3	生前	町議8年、道議12年(うち副議長5月)、衆議3年4月

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例上の表彰基準	礼遇・特典等	これまでの表彰者			
						氏名	表彰年	生死	功績
鹿追町	S45.8.24	鹿追町名誉町民条例	名誉町民	本町に30年以上住所を有したことがある者で、町の行政、産業及び経済等の発展若しくは、学術、技芸及び教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり、深く町民の尊敬を受ける者	<b>【生存者】</b> (1) 公の式典に参列すること (2) 年金又は一時金を支給すること (3) 必要と認める特典又は待遇を与えること (4) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること (5) 町葬を行うこと (6) 顕彰碑を建て、又はこれを建てる者に対して補助し、その他功績を永く伝える方途を講ずること <b>【故人】</b> (1) 遺族に一時金を贈ること (2) 必要と認める特典又は待遇を与えること	石塚 長 蔵	S52	生前	議員17年10か月、村長12年
						佐 渡 一 男	H17	生前	町長16年
						福 原 治 平	H21	生前	議員12年、恵愛会理事長6年
						佐 藤 茂	H21	生前	議員16年10か月、農協理事等36年
						岡 野 友 行	H21	生前	町長12年
			町民栄誉彰			上 嶋 誠 一	H27	生前	議員24年
						小 竹 好太郎	H29	生前	議員16年
						堀 川 昌 廣	H29	生前	議員20年、教育委員14年
						ほか11名			
新得町	S48.9.7	新得町名誉町民条例	名誉町民	本町に20年以上住所を有し、又は住所を有したことがある者で、町勢の振興又は社会文化の興隆に功績があり、町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認める者又は故人	<b>【生存者】</b> (1) 町の公の式典に参列すること (2) 本人の生存中に限り年金を支給すること (3) その他町長が必要と認める特典又は待遇を与えること (4) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること (5) 町葬を行うこと※本町在住者に限る (6) 顕彰碑を建てる者に対して助成し、その他功績を永く伝える方途を講ずること <b>【故人】</b> (1) 遺族に一時金を贈ること (2) 顕彰碑を建てる者に対して助成し、その他功績を永く伝える方途を講ずること (3) 必要と認める特典又は待遇を与えること	藤川 マキエ	S54	生前	ろう者の更正に尽力
						駒木 嗣雄	H9	生前	地域に根ざしたひたむきな医療活動
						平野 栄次	S48	生前	町長4期16年 石勝線や十勝側起点を新得に持ってくるなど、町政万般に取り組む

名誉市民及び榮譽市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例より転記		これまでの表彰者			
				条例上の表彰基準	礼遇・特典等	氏名	表彰年	生死	功績
清水町	S44.3.28	清水町名誉町民条例	名誉町民	<p>(1) 本町に30年以上住所を有し、又は有したことがある者で、本町の行政及び産業経済の発展又は学術、技芸及び教育等文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり深く町民から尊敬されている者</p> <p>(2) 本町に15年以上住所を有したもので、広く社会の発展又は文化の興隆、その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越であり、かつ、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者</p>	<p>(1) 事績を永く伝える方途を講ずること</p> <p>(2) 町の主催する公の式典に参加すること</p> <p>(3) 必要と認める特典を与えること</p> <p>(4) 弔詞及び弔花を贈るものとする</p>	竹田 謙二	S46	生前	村議14年、村長5年、町議12年 行政、産業面に功績多大
						西川 興三	S46	生前	校長22年、町長4年 教育、行政面に功績多大
						生本 半三郎	S54	生前	町議2年、森林組合長27年、商工会長5年 産業経済面に功績多大
						矢地 広三	H9	生前	町長28年、北海道町村会会長4年、全国町村会常任理事3年 行政、産業経済の発展、教育文化の振興、福祉の増進など功績多大
芽室町	H17.12.9	芽室町功績と榮譽をたたえる条例	名誉町民	<p>(1) 芽室町に30年以上住所を有する者で、本町の行政及び産業経済の発展又は学術、芸能及び教育等文化の振興その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越しており、深く町民から尊敬されている者</p> <p>(2) 本町に10年以上住所を有したことがある者で、広く社会の発展又は文化の振興その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓越しており、かつ、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者</p>	<p>(1) 公の式典に参列すること</p> <p>(2) 賞賜金を支給すること</p> <p>(3) 必要と認める特典又は待遇を与えること</p> <p>(4) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること</p> <p>(5) 顕彰碑を建て又はこれを建てる者に対して補助し、その他功績を永く伝えること</p>	諸戸 義久	S39	生前	村(町)長
						前塚 茂一	S39	生前	村(町)議会議員
						柴田 桑三郎	S42	死後	村(町)議会議員
						大村 捷三	S44	生前	町長
						長谷川 庄三郎	S45	生前	町長
						松井 幸雄	S50	生前	体育会会長 国保運営委員
						高橋 雄之助	S54	生前	国会議員 芽室農協組合長
						阿部 作治	S59	生前	町議会議員 農業委員会会長
						中原 孝一	S62	生前	町長
						古川 靖晃	H9	生前	道議会議員
萩 巖	H9	生前	町議会議員12年						
矢野 征男	H22	生前	ホクレン会長 芽室農協組合長						
中札内村	S52.7.20	中札内村名誉村民条例	名誉村民	<p>本村に住所を有し、又は本村に住所を有したことがある者で村勢の振興と社会文化の興隆、その他公共の福祉増進に貢献した功績が顕著であり、村民が郷土の誇りとして深く尊敬すると認める者</p>	<p>(1) 村の公の式典に参列すること</p> <p>(2) 本人の生存中に限り年金を支給すること</p> <p>(3) 功績を永く伝える方途を講ずること</p> <p>(4) 死亡の際は村葬を行い弔詞を贈り供典すること</p>	太田 一良	S59	生前	村長25年など
						梶浦 福督	S59	生前	村議会議員9年など
						山本 幸一	S63	生前	村議会議員17年など
			石澤 志穂			H26	生前	ホクレン代表	
			押切 美沙紀			H26	生前	ホクレン代表	
			村民榮譽賞						



名誉市民及び名誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例上の表彰基準	礼遇・特典等	これまでの表彰者			
						氏名	表彰年	生死	功績
						更別村	S42.12.27	更別村名誉村民に関する条例	名誉村民
						元 村長	S59	生前	村長18年
						元 村長	S62	死後	村長8年10月(任期中で逝去)
						元 議員	S62	生前	議員20年(内議長16年)
						元 村長	H19	生前	村長12年
大樹町	S42.3.21	大樹町名誉町民条例	名誉町民	(1) 30年以上大樹町に住所を有する者で、町の行政及び産業経済の発展又は学術、技芸及び教育等分化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献した功績が卓絶であり深く町民から尊敬されている者 (2) 15年以上大樹町に住所を有していた者で、広く社会の発展又は文化の興隆その他公共の福祉の増進に貢献しその功績が卓絶であり、かつ、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者	(1) 名誉町民の記章を贈ること (2) 公の式典に参列すること (3) 年金を支給すること※生存中に限る (4) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること (5) 町葬を行うこと※本町在住者に限る	高橋 新市	S42	生前	村長、町長
						一円 長三	S46	生前	町議会議長
						木村 鶴吉	S53	生前	
						高島 忠次	S53	生前	町議会議長
						佐藤 寅松	S54	生前	町議会議長
						島田 繁一	H元	生前	町長
						野口 武雄	H4	生前	町長
						福原 勉	H15	生前	町長
						伏見 悦夫	H29	生前	町長
広尾町	S43.7.30	広尾町名誉町民条例	名誉町民	(1) 本町に30年以上住所を有したことがある者で、本町の行政、産業及び経済等の発展若しくは学術、技芸及び教育等文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり深く町民から尊敬されている者 (2) 本町に15年以上住所を有したことがある者で、広く社会の発展若しくは文化の興隆、その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、かつ、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者	(1) 公の式典に参列すること (2) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること (3) 町葬を行うこと※本町在住者に限る	堀田 毅	S53	死後	町議会議長3年8月、道議会議員27年2月
						本間 次郎	S55	死後	町議会議員19年(うち議長3年)、町長4年
						中川 一郎	S58	死後	衆議院議員19年2月(うち大蔵政務次官、農林水産大臣、化学技術庁長官)
						橘 清	S61	生前	町議会議員37年(うち議長12年)
						泉 耕治	H19	生前	町長24年

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例より転記		これまでの表彰者			
				条例上の表彰基準	礼遇・特典等	氏名	表彰年	生死	功績
幕別町	S41.9.27	幕別町名誉町民条例	特別名誉町民	住所に関する規定を除く他の規定に該当する者のうち、特別の理由ある者	(1) 公の式典に参列すること (2) 必要と認める特典又は待遇を与えること (3) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること (4) 町葬を行うこと (5) 顕彰碑を建て、又はこれを建てる者及びブロンズ像等の製作に対して補助し、その他功績を永く伝える方途を講ずること	新田 愛祐	S48	生前	新田ベニヤ株式会社創業社長
			名誉町民	(1) 本町に30年以上住所を有した者で、本町の行政及び産業経済の発展又は学術技芸及び教育等文化の興隆、その他町民の福祉の増進に貢献したその功績が卓絶であり、深く町民から尊敬されている者 (2) 町に10年以上住所を有した者で、広く社会の発展又は文化の興隆、その他公共の福祉の増進に貢献したその功績が卓絶であり、かつ、町民から郷土の誇りとして深く尊敬されている者		笹島 喜八郎	S48	生前	議員35年
						中島 国男	S51	生前	町長28年
						美濃 政市	S58	生前	町議11年(議長8年)、道議3年、衆議12年、農協名誉組合長
						白木 敏夫		生前	村長15年
						山田 榮	H6	生前	町議20年(議長12年)
						大石 忠夫	H6	生前	町長8年
						古住 基		生前	村議23年(議長9年) 農業委員30年(会長6年)
						小原 吉雄		生前	村議20年(副議長4年)
						林 照男	H17	生前	町長16年
岡田 和夫	H30	生前	町長16年						
池田町	S43.9.10	池田町名誉町民条例	名誉町民	(1) 町に30年以上居住する者で、本町の行政及び産業の発展又は学術、技芸及び教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民から尊敬されている者 (2) 本町に居住したことのある者で、広く社会の発展若しくは、文化の興隆その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり町民が郷土の誇りとして深く尊敬されている者	【生存者】 (1) 公の式典に参列すること (2) 必要と認める特典又は待遇を与えること (3) 町葬を行うこと 【故人】 (1) 徽章及び賞を贈ること (2) 必要と認める特典又は待遇を与えること	山本 与七郎	S44	生前	町議20年、道議12年
						中島 竹雄	S44	死後	短歌同人「牛蘭社」設立・歌道の推進に大きく貢献
						新津 秀	S46	死後	町長10年、町議8年うち副議長4年・議長4年
						沖田 和一	H3	生前	町議24年うち議長14年
						丸谷 金保	H3	生前	町長19年5月、参議院議員12年
						野上 正一	H10	生前	町議32年うち議長20年
						石井 明	H10	生前	教育長3年1月、助役7年、町長16年

名誉市民及び栄誉市民の表彰に関する調査（道内主要都市・管内市町村）

自治体	制定日	条例等	表彰名	条例上の表彰基準	礼遇・特典等	これまでの表彰者			
						氏名	表彰年	生死	功績
						条例より転記			
豊頃町	S43.3.18	豊頃町名誉町民条例	名誉町民	<p>(1) 本町に30年以上住所を有したことがある者で、本町の行政、産業及び経済等の発展若しくは学術技芸及び教育等文化の興隆その他福祉の増進に貢献しその功績が卓絶であり深く町民の尊敬を受ける者</p> <p>(2) 本町に引き続き10年以上住所を有したことがある者で、広く社会の発展若しくは文化の興隆、その他公共の福祉の増進に貢献しその功績が卓絶であり、かつ、町民が郷土の誇りとして深く尊敬する者</p>	<p>【生存者】</p> <p>(1) 公の式典に参列すること</p> <p>(2) 本町に住所を有し、かつ、本人の生存中に限り年金を支給すること</p> <p>(3) 必要と認める特典又は待遇を与えること</p> <p>(4) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること</p> <p>(5) 本人又はその遺族の希望で墓地の使用料を免除しこれを使用させることができる</p> <p>(6) 町葬を行うこと※本町に住所を有するものに限る</p> <p>(7) 顕彰碑を建て又はこれを建てる者に対して寄附し、その他功績を永く伝える方途を講ずること</p> <p>【故人】</p> <p>(1) 遺族に対して一時金を贈ること</p> <p>(2) 顕彰碑を建てる者に対して寄附しその功績を永く伝える方途を講ずること</p> <p>(3) 必要と認める特典又は待遇を与えること</p>	堺 哲弥	S47	生前	漁協組合長32年、町副議長4年
						菅原 春見	S53	生前	町長12年、町議長4年
						神田 貞雄	S60	生前	町長12年、助役15年、教育長2年
本別町	S52.12.20	本別町名誉町民条例	名誉町民	<p>本町に30年以上住所を有し、又は住所を有したことがある者で、町政の振興、社会文化の興隆、公共の福祉の増進に功績があり、町民が郷土の誇りとし、かつ、深く尊敬に値すると認める者又は故人</p>	<p>(1) 町の公の式典に参列すること</p> <p>(2) 必要と認める特典又は待遇をすること</p> <p>(3) 弔詞、弔花を贈ること</p> <p>(4) 町葬を行うこと※本町に住所を有する者に限る</p>	水元 孝夫	S61	生前	本別農協組合長10年、町議4年、町長12年
						長谷川 義信	S61	生前	民生委員等公職多数歴任、町議19年うち議長12年
						牧田 庄二	H元	死後	本別農協組合長15年、その他公職多数
						矢野 幸雄	H元	死後	町長11年など
						飯居 勝丸	H3	生前	民生委員34年、道民生委員連盟会長4年、本別社協会長36年、道社協副会長16年など
土蔵 勇	H3	生前	教育委員会委員20年うち教育委員長14年、十勝町村教育委員会連絡協議会会長13年、北海道町村教育委員会連合会会長12年、全国市町村教育委員会連合会副会長12年など						
足寄町	S44.4.1	足寄町名誉町民条例	名誉町民	<p>(1) 本町に30年以上住所を有したことがある者で、本町の行政、産業及び経済等の発展若しくは学術、技芸及び教育等文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献しその功績が卓絶であり深く町民から尊敬されている者</p> <p>(2) 本町に引き続き10年以上住所を有したことがある者で広く社会の発展、若しくは文化の興隆その他公共の福祉の増進に貢献し、その功績が顕著でありかつ町民が郷土の誇りとして深く尊敬する者</p>	<p>(1) 町の公の式典に参列すること</p> <p>(2) 賞賜金100万円を支給すること</p> <p>(3) 故人が名誉町民となった場合、配偶者に賞賜金100万円を支給すること</p> <p>(4) 弔詞、弔花及び弔慰金を贈ること</p> <p>(5) 町葬を行うこと※本町に住所を有する者に限る</p> <p>(6) 顕彰碑を建てる者に対して寄附し、その功績を永く伝える方途を講ずること</p> <p>(7) 必要と認める特典又は待遇をすること</p>	高橋 安藏	H3	生前	町長2期8年、町議4期16年11月(うち議長3期12年)
						多田 梅松	H3	生前	町議8期30年8月(議長3期9年8月、副議長2期8年)
						小林 弘道	H20	生前	町長4期16年、町議3期12年
						松山 千春	H28	生前	活動を通じて、足寄町の名を全国に広めた
			町民栄誉賞					野中 正造	H30

